



## そもさん！ なぜ預託金は必要なのか？

預託金は、身元保証（又は身元引受）を行なう“身元保証サポート”、緊急時の対応や亡くなった後のこと（死後事務）を行なう“もしもの時のサポート”の際に必要となります。なぜなら、亡くなった後、支払いや清算ができないため、事前に準備する必要があるからです。

高齢者施設へ入所する際、当法人が身元保証を引き受けた多くの契約者は病院で最期を迎えます。当法人は、契約者が緊急搬送されれば、病院に駆け付け、入院手続きの代理を行ない、併せて、身元保証を引き受けます。その後、契約者が亡くなれば、身元保証人である当法人が死後事務を行なうこととなり、その流れは次の通りです..

こんな時に..	和道が支援すること	準備しておく費用
1. 高齢者施設へ入所するとき	「入所（入院）手続き」を代理する	-
2. 病院に緊急搬送されたとき	「身元保証人」を引き受ける	未払い医療費
3. 亡くなられたとき	「訃報」を行なう	-
4. ご遺体を引き取るとき	「葬儀社」に連絡	-
5. 葬儀又は直葬するとき	「喪主の代理・代行」を行なう	葬祭（直葬）費
6. 火葬（収骨）するとき		火葬費など
7. 納骨・永代供養するとき		納骨・永代供養費
8. 施設の部屋を明け渡すとき	「遺品整理、退去手続き」の代行	遺品整理・片づけ作業費
9. 行政機関への各種届出、 ライフラインの停止するとき	「各種手続き」などの代行	手数料

上図①～⑨の場面を説明し、契約者の要望を聞き取り、当法人の対応及び必要になる費用を見積り、契約者に説明・承諾いただいた金額が預託されます。

※預託内容・金額の承諾書 ⇒



契約後に「永代供養を〇〇寺で行ないたい..」などの要望により、追加預託することもあり、又、途中で解約する場合は基本的には全額返金されます。（任意代理基本契約12条1参照）

あなたの大切なお金を預けることとなりますので、独りでは判断せず、あなたの信頼できる方に相談し、一緒に説明を受け、判断してください..

